

令和7年度世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金の交付に関する要綱

令和7年6月18日7世高福第220号

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区内において介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援及び法第8条の2第16項に規定する介護予防支援の事業（以下「居宅サービス事業等」という。）を行う事業者が、当該事業を行うに当たってその従業者の負担を軽減するために使用させる電動アシスト自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する人の力を補うため原動機を用いるものであって内閣府令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）、付属品及び当該電動アシスト自転車を安全に使用させるに当たって必要となる物品（以下「自転車等」という。）の購入費用の一部として交付する世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定め、もって居宅サービス事業者等における従業者の離職の防止及び確保に資することを目的とする。

(通則)

第2条 助成金の交付については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号）及び社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例（平成6年9月世田谷区条例第36号）並びに社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「社福施行規則」という。）及び社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例施行規則（平成6年9月規則第108号。以下「事業団施行規則」という。）並びに世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成金の交付の対象となる事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次に掲げる要件を満たす事業所（以下「対象事業所」という。）の従業者が使用するものとして、令和7年6月20日から令和8年1月31日までに行われる自転車等の購入及び配備とする。

- (1) 別表に掲げる対象事業所であること。
- (2) 世田谷区内に所在すること。
- (3) 令和7年4月1日（以下「基準日」という。）において、法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第58条第1項に基づき、東京都知事又は世田谷区長（以下「区長」という。）が指定する者であること。
- (4) 令和7年4月1日から令和7年9月30日までの期間において、法第9条に規定する被保険者（世田谷区が行う介護保険の被保険者に限る。）に対し、法第40条第1号に規定する居宅介護サービス費、同条第3号に規定する地域密着型介護サービス費、同条第7号に規定する居宅介護サービス計画費又は法第52条第7号に規定する介護予

防サービス計画費の支給の伴う事業又はそれに相当する事業の実績がある者であること。

(5) 第6条に規定する助成金の交付に係る申請を行う日において、対象事業所における居宅サービス事業等を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、従たる事業所については、前項に掲げる要件を満たさないものとみなす。

(助成金の交付を受けることができる者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成事業を行う事業者とする。

2 助成対象者が助成金の交付を受けることができるのは、1回を限度とする。

(助成金の交付の対象となる経費及びその交付額)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、自転車等の購入費用（電動アシスト自転車の付属品及び電動アシスト自転車を安全に使用させるに当たって必要となる物品のみを購入する場合の費用を除く。）とする。

2 助成金の交付額は、対象事業所ごとに別表に掲げる対象事業所の区分に応じて同表に定める基準額を上限として、助成対象者が助成事業を行うために要した経費の額とする。

3 交付対象経費は、対象事業所ごとに前項に掲げる助成事業を行うために要した経費の額を合算して得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）の合計額とする。

4 助成対象者が、第2項の掲げる助成事業を行うために要した経費の額について、国若しくは東京都の助成金又はこれらに類するもの（以下「助成金等」という。）の交付を受けるときは、当該助成金等の額を当該経費の支出額から控除するものとする。

5 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を上限とする。

(助成金の交付に係る申請)

第6条 区長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、次に掲げる書類を添付した世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金交付申請書（第1号様式）を提出させるものとする。

(1) 世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金申請額積算内訳（第1号様式添付資料）

(2) 自転車等の購入に係る経費の見積書その他その金額が確認できる書類（以下「見積書等」という。）

(3) 請求情報（世田谷区の被保険者へのサービス提供に伴う報酬算定状況）を確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請者が自転車等の購入契約を締結するに当たっては、2社以上の見積書を取得することを指導し、当該見積書の全てを添付させるものとする。

3 第1項の申請者が2社以上の見積書を申請書に添付しないときは、その理由を記載した

書類を添付させるものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、助成金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付した条件を、助成金の交付をしないことを決定したときはその旨を、世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成金交付可否決定通知書（第2号様式）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

2 区長は、助成金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、助成金の交付を決定してはならない。

(助成事業の変更等の承認)

第8条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成事業の完了月の初日までに、あらかじめ世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）によりその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 助成事業の内容又は費用の配分を変更しようとするとき。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業変更・中止・廃止承認書（第4号様式）により、当該申請をした助成事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第9条 区長は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに助成事業者へ世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業事故報告書（第5号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、当該報告をした助成法人に書面により適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第10条 区長は、助成事業の進捗状況を的確に把握するため必要があるときは、助成事業者へ助成事業の遂行の状況について報告させなければならない。

(遂行命令等)

第11条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、助成法人が提出する報告書等により、当該助成法人の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成法人にこれらに従って当該助成事業を遂行すべきことを世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業遂行命令通知書（第6号様式）により命じるものとする。

る。

- 2 区長は、助成法人が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を当該助成法人に世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業停止命令通知書（第7号様式）により命じるものとする。

（実績報告）

第12条 区長は、助成事業が完了したとき（第8条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）は、当該完了の日から30日以内に、助成事業者に世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）により助成事業の実績を報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件（以下「決定内容等」という。）に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（是正のための措置）

第13条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、助成事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業是正命令通知書（第9号様式）により当該助成事業を決定内容等に適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

- 2 区長は、前項の規定による命令により助成法人が必要な措置をした場合は、当該助成法人にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

（助成金額の確定及び交付）

第14条 区長は、前2条の規定による実績報告書を受理し、その内容が決定内容等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成金交付額確定通知書（第10号様式。以下「確定通知書」という。）により、助成事業者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による通知をしたときは、確定通知書に記載する日までに、当該助成法人に関係書類を添えた世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成金請求書（第11号様式。以下「請求書」という。）を提出させるものとする。
- 3 区長は、請求書の提出があったときは、請求書の内容を審査し、適正と認めたときは、請求書を提出した助成法人に確定した額の助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成事業の成果又は助成事業の事業費の実績額が第6条の規定による交付申請の内容を著しく下回るとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件、

規則に基づく命令又は法令に違反したとき。

- 2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、助成金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、助成金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。
- 3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、当該助成事業者に世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成金交付決定取消通知書（第12号様式。以下「取消通知書」という。）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

（助成金の返還）

第16条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に取り消通知書により、期限を定めて当該助成金の返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第17条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたとき（第15条第1項第3号の規定に該当し、助成金の返還を命じたときを除く。）は、助成事業者はその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成事業者がこれを納期日までに納付しなかった場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第18条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、当該助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第19条 第17条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（助成金の一時停止）

第20条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている助成金等の返還を命じられた助成事業者が、当該助成金等、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（財産処分の制限等）

第 21 条 区長は、助成法人が助成事業により取得した自転車の処分（助成金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該助成事業者にあらかじめその処分にかかる承認の申請をさせなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間である 2 年間が経過したときは、この限りでない。

2 区長は、助成事業者が前項の承認を受けた場合において、当該承認に係る処分をしたことにより収入を得たときは、その一部又は全部を区に納付させることができる。

（会計帳簿等）

第 22 条 区長は、助成事業者に、助成事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存させなければならない。

（委任）

第 23 条 この要綱の施行について必要な事項は、高齢福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 18 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 社会福祉法人（社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を除く。）を助成事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条	世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成金交付申請書（第 1 号様式）	補助金交付・貸付金貸付申請書（社福施行規則第 1 号様式）
第 7 条	世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成金交付可否決定通知書（第 2 号様式）	補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（社福施行規則第 3 号様式）
第 1 1 条	世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業遂行命令通知書（第 6 号様式）	助成事業遂行命令通知書（社福施行規則別記第 5 号様式）
第 1 2 条	世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成事業実績報告書（第 8 号様式）	補助事業実績報告書（社福施行規則別記第 7 号様式）
第 1 5 条	世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車購入費用助成金交付決定取消通知書（第 12 号様式）	助成決定取消通知書（社福施行規則別記第 8 号様式）

3 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を交付決定事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 6 条	世田谷区電動アシスト自転車購入費用助成金交付申請書（第 1 号様式）	補助金交付申請書（事業団施行規則第 1 号様式）
第 7 条	世田谷区電動アシスト自転車購入費用助成金交付可否決定通知書（第 2 号様式）	補助金交付決定通知書（事業団施行規則第 3 号様式）又は補助金交付申請却下通知書（事業団施行規則第 5 号様式）
第 1 2 条	世田谷区電動アシスト自転車購入費用助成事業実績報告書（第 8 号様式）	社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例第 7 条各号に掲げる書類
第 1 5 条	世田谷区電動アシスト自転車購入費用助成金交付決定取消通知書（第 12 号様式）	助成決定取消通知書兼補助金等返還命令書（事業団施行規則第 7 号様式）

別表（第 3 条、第 6 条関係）

対象事業所	基準額
1 法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護事業を行う事業所	自転車等 1 台分の購入費用として 1 5 0, 0 0 0 円
2 法第 8 条第 15 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所	
3 法第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所	自転車等 1 台分の購入費用として 1 5 0, 0 0 0 円
4 法第 8 条第 23 項に規定する複合型サービスを行う事業所	ただし、左欄の事業所に常時勤務する介護支援専門員が 2 名以上いる場合は、自転車等 2 台分の購入費用として 3 0 0, 0 0 0 円
5 法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援を行う事業所	
6 法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業を行う事業所（居宅介護支援事業を行う事業所と一体的に運営されている事業所を除く。）	自転車等 1 台分の購入費用として 1 5 0, 0 0 0 円